

2020年3月

**新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響を  
受けられた場合の特別措置について**

株式会社ホープ少額短期保険

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では新型コロナウイルス感染症により、ご契約者さまが影響(※)を受けられた場合、「保険料の支払い」及び「更新契約の締結手続き猶予」につきまして、以下のとおり特別措置を実施いたします。お取り扱いの詳細など特別措置の適用をご希望のお客さまは弊社までお問い合わせください。

※ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い、自宅待機される場合など、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

■保険料の支払い猶予■

対象地域	特別措置の開始日	保険料支払及び更新手続き猶予
地域の限定は行いません	2020年3月13日	2020年5月31日※

※猶予期間については変更する場合がございます。

■本件に関するご照会先■

お客様サポートセンター

フリーダイヤル 0120-800-192 (受付時間平日9:00~17:00まで)

以上